

監 査 委 員 公 表 第 5 号  
令和 8（2026）年 6 月 2 日

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき随時監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

柏崎市監査委員 内 山 万寿男

柏崎市監査委員 大 橋 俊 博

柏崎市監査委員 星 野 正 仁

記

第 1 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

令和7（2025）年4月1日から令和8（2026）年5月31日までに執行した財務に関する以下の事務

監査対象課	監査対象事務
産業振興部 農林水産課	税外収入金の徴収事務 行政財産目的外使用料
産業振興部 商業観光課	ア 税外収入金の徴収事務 行政財産目的外使用料 イ 契約事務 業務の委託契約 ウ 補助金の交付事務
産業振興部 ものづくり振興課	税外収入金の徴収事務 (ア) 行政財産目的外使用料 (イ) 土地貸付収入
危機管理部 防災・原子力課	契約事務 業務の委託契約
消防本部 消防総務課	ア 税外収入金の徴収事務 (ア) 行政財産目的外使用料 (イ) 消防手数料（危険物関係手数料） イ 契約事務 業務の委託契約
福祉保健部 福祉課	契約事務 業務の委託契約

福祉保健部 健康推進課	契約事務 業務の委託契約
こども未来部 子育て支援課	税外収入金の徴収事務 行政財産目的外使用料

## (2) 選定理由

令和7（2025）年1月から令和7（2025）年12月までに実施した定期監査の対象課のうち、指摘事項があった課の所管業務に係る令和7（2025）年4月1日から令和8（2026）年5月31日までに執行した財務に関する事務を監査対象とする。

## 2 監査の目的

財務に関する事務の執行が法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施し、今後の行政運営に資することを目的とする。

## 3 監査対象事務及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、監査対象事務の主な着眼点を次のとおり設定した。

監査対象事務	主な着眼点
(1) 税外収入金の徴収事務	ア 調定は適正に行われているか。 イ 納入の通知は適正に行われているか。 ウ 使用許可手続は適正に行われているか。
(2) 契約事務	契約の方法、手続は適正に行われているか。
(3) 補助金の交付事務	事務手続は適正に行われているか。

## 4 実施する手続の内容

財務に関する事務の執行が法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているか、また、各業務統制担当課の指示に基づく事務処理が適正に行われ、かつ有効に機能しているかなどを、関係帳簿及び証拠書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして実施する。

## 5 監査の期間

令和8（2026）年4月1日から令和8（2026）年6月2日まで

## 第2 監査の結果

監査を実施したところ、財務に関する事務の執行は、適正に処理されているものと認められた。